

○音更町空家活用定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、音更町空家等対策計画に基づき、空家を活用した住宅供給により、移住・定住の促進及び地域の活性化を図るとともに、子育て世帯等の居住の安定を図るため、居住する目的で空家を購入する者に対して、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することについて、音更町補助金等交付規則（平成18年音更町規則第12号。以下「規則」という。）第27条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家 町内に存する建築物及びその敷地で、建築後使用したことがあり最近6か月間以上使用していないもの又は町長が特に認めたものをいう。

(2) 子育て世帯等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被扶養者に限る。）を含む親子のみで構成される世帯

イ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項に規定する母子健康手帳の交付を受けた妊婦（以下「妊婦」という。）、妊婦及び配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は妊婦を含む親子（親が妊婦である場合に限る。）のみで構成される世帯

ウ 夫婦（配偶者を得てから5年以内で、いずれもが50歳未満の夫婦に限る。）のみで構成される世帯

(3) 転入世帯 町外から転入する者のみで構成される世帯（夫婦のいずれか（単身の場合はその者）が空家の売買契約締結の日前1年以内に音更町民であった場合を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 自らが居住する目的で空家を購入し、又は購入した空家を除却して住宅の建替えを行う者であること。ただし、当該空家の購入費に対して、この要綱による補助金以外の補助金等の交付を受け、又は受けられる見込みのある者を除く。

(2) 本人及びその者が属する世帯全員が、現に居住している市町村（特別区を含む。以下同じ。）における市町村税（国民健康保険税を除く。）を滞納していないこと。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

(3) 本人及びその者が属する世帯全員が、音更町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年音更町条例第1号）第2条第2号の暴力団員でないこと。

(4) 入居後に町内会に加入すること。

(5) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第6条第2項の規定により補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。ただし、町の公簿等により必要事項を確認できる書類については、添付を省略することができる。

(1) 住民票（世帯全員分）の写し

(2) 町税納入状況等調査同意書（別記様式）

(3) 現に居住している市町村の納税証明書

(4) 空家の売買契約書の写し又は売買金額のわかる書類

(5) 暴力団員でないことの誓約書

(6) 町内会に加入する旨の誓約書

(7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、空家の売買契約の締結前又は締結後1年以内に行わなければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、空家の売買金額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、50万円を上限とする。

2 前項の規定のほか、申請者が次の各号に掲げる世帯に該当する場合は、それぞれ当該各号に定

める額を前項の額に加算するものとする。

- (1) 子育て世帯等 10万円
 - (2) 転入世帯 10万円
- (交付決定等)

第6条 町長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、条件を付すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは規則第7条第3項に規定する補助金交付決定通知書により、補助金を交付しないことを決定したときはその旨を理由を付して、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(入居)

第7条 交付決定者は、交付決定のあった日の属する年度の3月15日までに購入した空家（購入した空家を除却し住宅を建替える場合にあつては建替え後の住宅及びその敷地。以下「対象住宅」という。）に入居しなければならない。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、対象住宅に入居したときは、速やかに規則第15条第1項の規定により補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 対象住宅の写真
- (2) 対象住宅の登記事項証明書の写し
- (3) 空家の売買に係る領収書の写し
- (4) 町内会費領収書の写しその他の町内会への加入が確認できる書類
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 対象住宅への入居が見込めないとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に売買契約を締結する者について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、施行前の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、施行後の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。